

レジオネラ症防止指針（新版）（1/2）



The Knights

平成11年11月、(公財)ビル管理教育センターより新版のレジオネラ症防止指針が発行されました。

新版の指針は、レジオネラ症の防止と人々の健康維持を目的とし、建築物の水利用設備に関係する様々な方々を対象に、これまでの冷却塔中心の内容から適用範囲を給水・給湯設備、循環式浴槽等、レジオネラ属菌の存在が報告されている設備等にまで広げています。対策についても以前のものよりさらに具体的な記述がされています。

本指針は、レジオネラ属菌の性状や生態をはじめ、レジオネラ症防止対策についても以前のものよりさらに具体的な記述がされています。

また、厚生省生活衛生局長より各都道府県知事・政令市市長宛に平成11年11月26日通知の「建築物等におけるレジオネラ症防止対策について」（衛生発第1679号）の中で本指針を参考にしよう記されています。

本指針の注目すべき点は、状況に応じた感染危険度を、1.エアロゾル化、2.環境、3.宿主側の3要因について点数化し、その合計点数に応じた対応が示されていることです。

表1. 感染因子の点数

要因	感染因子	点数
エアロゾル	給湯水、浴槽水、修景用水など	1点
	冷却塔水など	2点
	加湿器、シャワー水、渦流浴槽水、打たせ湯など	3点
環境	通常環境	1点
	人口密度が高い場所 (エアロゾルが集中的に流れ込みやすい場所)	2点
	閉鎖環境、設備の老朽化など	3点
	人工呼吸器	4点
宿主側	健常人	1点
	喫煙者、慢性呼吸器疾患患者など	2点
	高齢者、新生児、乳児など	3点
	臓器移植患者、白血球減少患者、免疫不全患者など	4点

＜留意点＞

- 1) 点数化はあくまでも参考で、実際の管理は、それぞれの施設の状況に応じて施設管理者の判断に委ねられるべきである。
- 2) 全ての因子を細かく点数化するのは現実的ではなく、冷却塔水は最低を2点としてよりエアロゾル化しやすいと判断される場合は更に加点することで対処可能である。
- 3) 集団を対象にする場合には絶対的な点数化は不可能と考え、危険度に幅がある場合には通常は危険度の高い方を選択するべきである。
- 4) 表2. の「具体的な点数化の例」の中で示した特定建築物の最低スコアを3点とすべきで、病院、高齢者施設、託児所などの入居者を除く一般居住者は、通常は健常人とみなしてよい。
- 5) この指針は、危険度に応じて細菌検査の回数を提案し、菌が陽性であった場合には必ず清掃・消毒を行い、検出限界以下になることを目標としたものであり、年間を通じて検出限界以下であることを求めたものではない。

The Knights of Environmental Science

内藤環境管理株式会社

〒336-0015 さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2

TEL.048-887-2590 FAX.048-886-2817

URL: www.knights.co.jp

■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③水道法第20条に基づく水質検査
- ④製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤放射性物質測定
- ⑥アスベスト・PCB等の化学分析
- ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査



レジオネラ症防止指針 (新版) (2/2)



The Knights

表 2. 感染危険因子の具体的な点数化の例

対象水	病院	老人施設	特定建築物	営業用
給湯水	4~6	4~5	3~4	
冷却塔冷却水	5~8	5~7	3~5	
修景水	5~8	5~7	3~5	
渦流浴・温泉 (循環式)	6~9	6~8	3~5	5~8
加湿器水 (非加熱式)	7~11	7~9	6~8	

表 3. 感染危険因子の点数化に応じた細菌学的検査の回数

点数	実施回数
3 以下	常に設備の維持管理に心がけ、必要に応じて*細菌検査を実施する
4~5	1年以内に1回以上、設備の稼動初期に細菌検査を定期的実施する
6~7	1年以内に2回以上、設備の稼動初期及び稼動期間中に細菌検査を定期的実施する
8 以上	1年以内に3回以上、設備の稼動初期及び稼動期間中に細菌検査を定期的実施する

* 設備に関連したと考えられる発熱患者や肺炎患者の発生が疑われた場合等

レジオネラ属菌が検出された時の対応

- 1) 人がエアロゾルを直接吸引する可能性が低い人工環境水であっても、 10^2 CFU/100ml 以上の菌が検出された場合には、直ちに菌数を減少させる為に清掃、消毒等の対策を講じる。また、対策実施後は菌数が検出限界以下であることを確認する。
- 2) 浴槽水、シャワー水等、人が直接エアロゾルを吸引する恐れのあるものは、菌数の目標値を 10CFU/100ml 未満とし、検出された場合には直ちに清掃・消毒等の対策を講じる。また、対策実施後は菌数が検出限界以下であることを確認する。

注) 細菌学的検査=レジオネラ属菌検査 検出限界以下=10CFU/100ml 未満

C F U = Colony Forming Unit

当社では、水質検査としてレジオネラ属菌の検査も承っております。

新版のレジオネラ症防止指針をもとに水系施設を管理することをお奨めします。

詳しくは、当社 **環境技術部 貝森 (フリーダイヤル 0120-01-2590 内線 318)** までお気軽にお問い合わせ下さい。